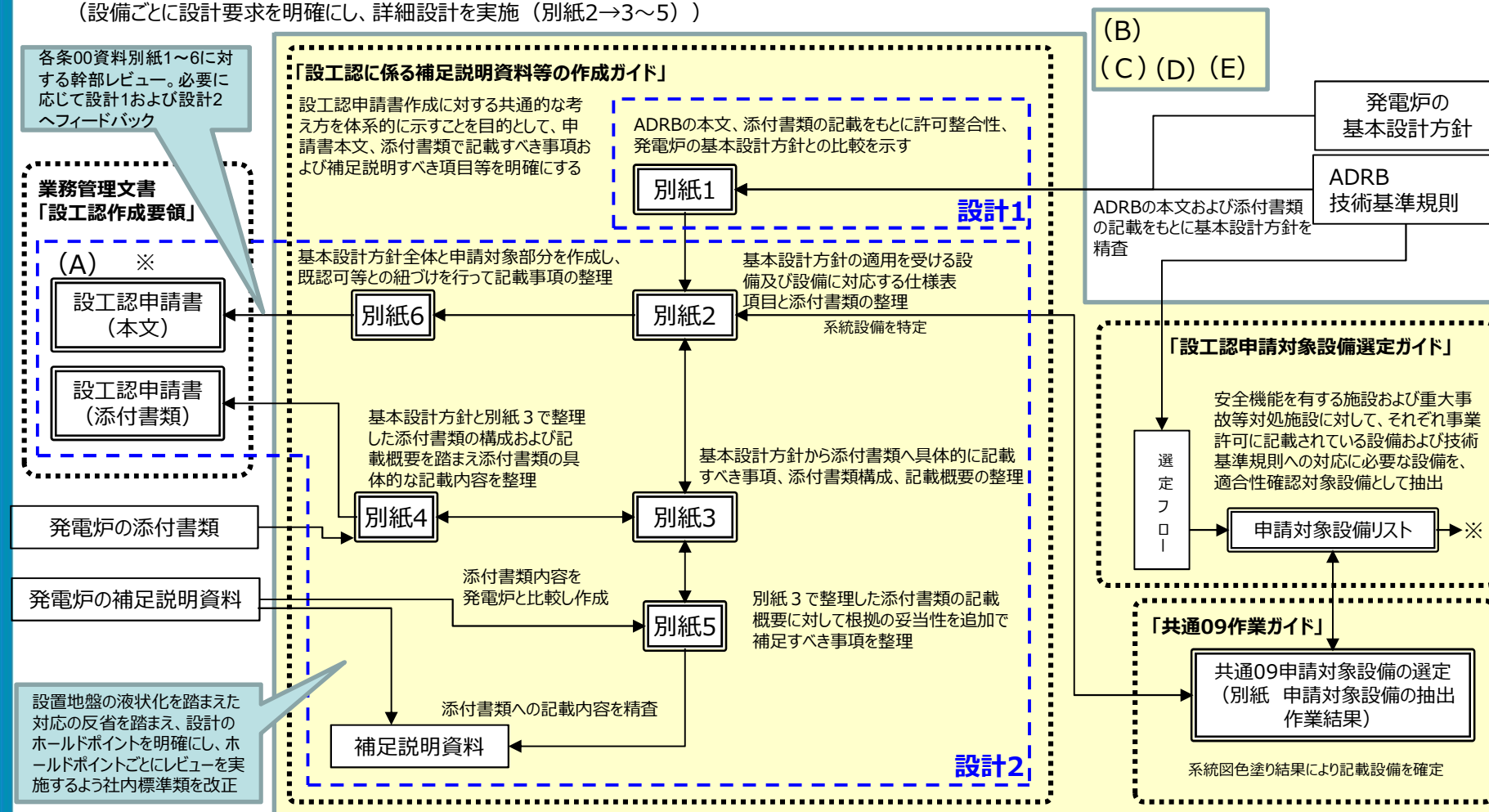


設工認申請における設計のプロセスについて

- 申請書に記載すべき事項を各条00資料別紙1～6で体系的に整理し、以下の項目にて設計を行い、申請書を作成している。
 - 申請書に記載すべき事項を各条00資料別紙1～6で体系的に整理し、以下の項目にて設計を行い、申請書を作成している。
 - その中で、設計の妥当性を確認するために、別紙1～6を作成し、設計プロセスを明確化することで、技術基準規則等の適合性確認のための網羅性を確認することとしている。具体的には以下のとおり。
 - 技術基準規則等の適合性確認対象設備に必要な要求事項を基に、必要な設計を漏れなく実施するための基本設計方針を明確化(設計1)
 - 基本設計方針に基づき系統設備を特定し、系統図の色塗り結果から適合性確認対象設備を選定
 - 基本設計方針の結果を用いて適合性確認対象設備に必要な詳細設計を実施(設計2)

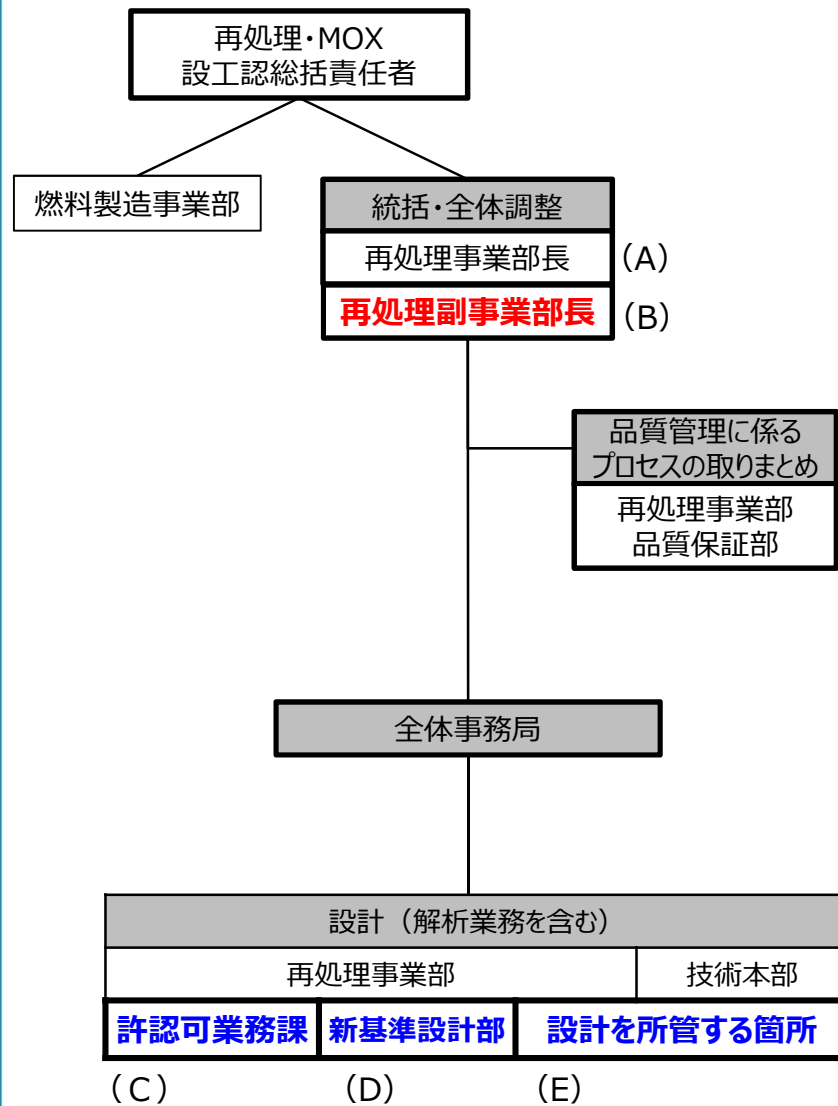


○各別紙の作成にあたっての設工認体制と各職位の役割について次頁で説明する。

設工認体制と各職位の役割について



設工認申請書の作成にあたっては、再処理事業部長の責任の下に、**再処理副事業部長**、**許認可業務課**、**新基準設計部**、**設計を所管する箇所**それぞれの役割のもとで設計を実施する。



再処理・MOX設工認総括責任者の役割

- 設工認対応に係る副事業部長を指導し、設工認申請、審査に係る総括的な対応を行う

再処理事業部長の役割

- 設工認申請図書の提出の権限を有する

統括・全体調整の役割 (再処理副事業部長)

- 設工認に係る設計について最終的な責任を持つ**
- 再処理事業部長の統括の下で、設工認に係る設計の技術統括及び全体調整の指揮

品質管理に係るプロセスの取りまとめの役割

- 組織体制が機能していることの確認

全体事務局の役割

- 設計を主管する組織に対する作業指示及び組織内外や組織間の情報伝達、設工認に係る作業進捗の管理

設計 (解析業務を含む) の役割 (許認可業務課)

- 設工認申請方針の取りまとめ及び設計を所管する箇所に対する設工認記載事項 (設計を含む) に係る横断調整

(新基準設計部)

- 設計を所管する箇所に対する「再処理事業所再処理事業変更許可申請書」に基づく設計の方針のインプット及び横断調整 (設計を所管する箇所)
- 担当する設備に関する設計について、責任と権限を持つ